



啓発活動を行う女性団員

秋の全国火災予防運動週間の11月13日、鶴殿にある主婦の店パシフィックマーケットで女性団員らが街頭啓発活動を行いました。訪れた買い物客に火災への注意を促すとともに、住宅用火災警報器の設置を呼びかけました。

火災の発生をいち早く知らせる住宅用火災警報器は、法律で設置が義務付けられている熊野市の火災予防条例では、すべての寝室と寝室がある階段への設置が義務付けられています。町を含む熊野市消防署管内の設置率は現在72%で、全国平均の84%を下回っています。また、町では、住宅用火災警報器の購入費を補助し

て初めて啓発活動を実施し、この日は女性団員3人と熊野市消防署紀宝分署の小田敏雄分署長が参加しました。買い物客に、チラシと消防団加入啓発グッズのウェットティッシュなどを手渡ししながら、「火災警報器の設置をお願いします」「これからの季節は火災に気を付けてください」などとPRしました。

町消防団の女性団員らが主婦の店で啓発

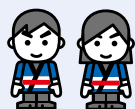
Fire Report

～いかり紀宝町消防団～

その23

住宅用火災警報器設置を呼びかけ

消防団に入りませんか？ 新規入団者募集！



消防団では新規団員を随時募集しています。条件は、紀宝町に居住または勤務している18歳以上で男女は問いません。

▶詳しくは、役場総務課防災対策室（☎33-03335）までお問い合わせください。

ています。一般世帯は購入費用の2分の1（上限5,000円）、65歳以上のみの世帯は、購入費用の全額（上限5,000円）です。いずれも1世帯につき1回のみです。ぜひご利用ください。

▼詳しくは、役場総務課防災対策室（☎33-03335）までお問い合わせください。

◆お仕事は？

便利屋愛情サービス「輝MEE」の代表をしています。お客様の依頼を受けて、さまざまな要望に応えられるよう努力しています。

◆入団のきっかけは？

知人の紹介で入団しました。

◆趣味は？

たくさんありますが、高齢者地域見守り隊や県の安全安心まちづくりボランティア、近隣市町の清掃活動などに取り組んでいます。

◆消防団員としての意気込み

自営業で自由がきく部分が多いので、団活動にはほぼ参加しています。これからも地域防災の中核として、まじめに活動していきたいと思っています。



山本 康人さん
(第2分団成川班・42歳)

今月の消しメン★ 団員紹介 No.19

Information 役場みらい健康課

ひざや腰に負担をかけずに行う水中運動

プールを使った介護予防事業の体験参加者を募集

町では、プールを利用した介護予防事業水中ウォーキングの体験参加者を募集しています。

ひざや腰に負担をかけずに行う、水中運動やスポーツジムを利用した運動を行います。疲労回復や神経痛、筋肉痛、関節痛、冷え性などに効果があるアルカリ性単純温泉も楽しめます。

【対象】町在住の65歳以上の方で、医師から運動制限をされておらず、身の回りのことが1人でできる方

【体験日程】1月4日、11日、18日、25日、2月1日、8日、15日、22日、3月1日、8日、15日、22日のいずれか1日

【時間】午前11時～午後1時

※最寄りのバス停まで送迎します。

※午前10時30分ごろから順次お迎えに上がります。

【場所】ピーアップ新宮

※無料体験後、継続して参加希望の場合は、参加費1,000円で月2回送迎付きで参加できます。

【費用】無料（お弁当・飲み物付き）

【申込】希望日の前週金曜日までに役場みらい健康課に電話、または窓口でお申し込みください。

▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-03355）までお問い合わせください。



Information 役場税務住民課

固定資産税は1月1日が基準日です

家屋を増築、取り壊しされた方はお知らせください

家屋と土地に課税する固定資産税は、毎年1月1日現在の状態で課税しています。

昨年中に家屋の新築や増築、または取り壊しをされた場合は、役場税務住民課までお知らせください。

※家屋の登記をされた方、すでに調査を受けた方は、連絡は不要です。

※後日、現地調査の立ち会いをお願いする場合があります。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-03337）までお問い合わせください。

Information 役場税務住民課

1月31日までに申告してください

償却資産の申告をお願いします

事業を行っており、償却資産（事業用資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している資産を、設置している市町村へ申告する必要があります。

※償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械および装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具、備品など）です。

【申告対象者】1月1日現在で紀宝町において、償却資産を所有されている方

【提出物】償却資産申告書

※資産に異動がある場合は種類別明細書も必要

【申告期限】1月31日（火）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-03337）までお問い合わせください。